

↳ リース組合事業損失の損益通算規制

Q : 個人が、組合形態のリース事業などを行う場合、組合事業の損失金額と他の所得と損益通算することができなくなったようですが、どのようになったのですか。詳しい内容を教えてください。

A : 次のような内容になっています。

【解説】

個人が、平成18年以後、民法組合や匿名組合の組合員になって、いわゆるリース事業を行うような場合には、その組合事業から生じた不動産所得の損失額については、その年分の不動産所得の金額の計算上、生じなかったものとみなして取扱われます。

この取扱いは、外国における組合契約に類する契約を締結している者にも適用され、また、外国における有限責任事業組合契約に類する契約にも適用されます。

なお、この規定は、個人組合員が組合の重要な業務の執行に関与していない場合(特定組合員)にのみ適用され、特定組合員に該当するかどうかは、その年の12月31日の執行状況によって判定されることとなっています。

また、損益通算が適用されない不動産所得の金額については、組合事業から生じた不動産所得の総収入金額が、不動産所得にかかる必要経費に満たない部分とされ、この組合事業にかかる不動産所得を有する場合には、不動産所得に関する明細書を確定申告書に添付して提出しなければならないこととされています。

